

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月17日

支出負担行為担当官

北海道開発局網走開発建設部長 佐藤 善文

1 工事概要

- (1) 工事名 一般国道334号 美幌町 田中舗装補修工事
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 北海道網走郡美幌町
- (3) 工事内容 本工事は、一般国道334号美幌町田中において、舗装補修工事を施工するものである。

(主要工種)

(概算数量)

工事延長	L= 3,200.00 m	
舗装工	切削、表層(再生密粒度アスコン)	A= 19,200m ²
区画線工		N= 一式
仮設工	交通誘導警備員	N= 一式

- (4) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

・全体工期:契約締結日の翌日から令和8年11月13日まで

- (5) 本工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。

- ・建設リサイクル法対象工事
- ・総価契約単価合意方式
- ・工事費内訳書配布対象工事
- ・総合評価落札方式試行工事(施工能力評価型 I 型)
- ・施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事
- ・同時提出型方式の対象工事
- ・登録基幹技能者評価型対象工事
- ・新技術活用の義務化対象工事(施工者選定型)
- ・概略工程表を開示する試行工事
- ・ICT活用工事(施工者希望 I 型)
- ・BIM/CIM適用工事(受注者希望型)
- ・技術者育成型(若手)
- ・生産性向上チャレンジ対象工事
- ・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事
- ・賃金・労働時間等の実態調査試行工事
- ・北海道インフラゼロカーボン対象工事
- ・電子入札システム対象工事
- ・電子契約システム対象工事
- ・賃上げによる加点の対象工事
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点の対象工事

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「舗装」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格を、単体として「A等級」、「B等級」若しくは「格付特例B等級」(令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格において、競争環境の変化の経過措置として認められた格付特例をいう。)の決定を受けていること、又は経常建設共同企業体として「A等級」の決定を受けていること。ただし、「B等級」又は「格付特例B等級」の者が競争に参加する場合は、「舗装」の技術評価点数が650点以上であること。
- また、経常建設共同企業体で上記の一般競争(指名競争)参加資格の決定をA等級として受けており、かつ、経常建設共同企業体として網走開発建設部に競争参加を希望している者は、単体として参加できない(経常建設共同企業体の他の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたことにより、経常建設共同企業体として参加できない場合を除く。)
- なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再決定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再決定を受けた者を除く。)でないこと(共同企業体の場合は、当該者を構成員に含まないこと。)
- (4) 平成23年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれか1社が上記の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
- 同種性が認められる工事
- 供用中の一般国道または供用中の高規格道路における、アスファルト系舗装工事(上層路盤を除く)の施工実績を有すること。
- (5) 同種工事の経験がない技術者を配置する場合は、企業としての指導・補助等の方法(企業としてのバックアップ体制)が適正であること。
- (6) 施工計画が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。共同企業体の場合は、全構成員が配置できること。
- なお、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第3項第1号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の5第1項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。
- 兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。
- なお、受注者は、工事の継続性において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
- ア 監理技術者
- 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置すること。
- なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・ 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
 - ・ 技術士(建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。))の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者(舗装工事業に

限る。)(旧建設大臣が認定した者を含む。)

イ 主任技術者

2級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が監理技術者を配置する場合、その他構成員については、上記の資格を有する主任技術者を配置すること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ アに掲げる資格を有する者
- ・ 2級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 建設業法第7条2号イ又はロのいずれかに該当する者(建設業法第7条第2号に掲げる「実務経験」とは舗装工事業に限る。)
- ・ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者(舗装工事業に限る。)(旧建設大臣が認定した者を含む。)

ウ 平成23年度以降に上記(4)本文に掲げる工事の経験を有する者であること。(企業としてバックアップ体制を行う場合を除く。)。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)本文に掲げる工事の経験を有していればよい(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。

エ 監理技術者にあつては、上記ア、ウに加えて本発注工事の工事種別に対応した監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けていないこと(共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。)

(9) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

ア 北海道開発局発注工事で、令和5年度及び令和6年度の舗装工事成績評定点の平均が65点以上の者であること。

なお、どちらか単年度の受注実績しかない場合は、実績のある年度の舗装工事成績評定点の平均とする。

イ 共同企業体にあつては、北海道開発局発注工事で令和5年度及び令和6年度の舗装工事成績評定点の全構成員の平均が65点以上の者であること。

なお、上記の受注実績がない構成員の工事成績評定点は65点とする。

ウ 令和5年度及び令和6年度の実績がない場合は、令和3年度及び令和4年度に完成した舗装工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

エ 当局の施工実績のない業者の舗装工事成績は65点として扱う。

(10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)

(12) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店、支店又は営業所のいずれかを有すること(共同企業体の場合は、全構成員が有すること。)

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「監理技術者(専任特例2号)」という。)の配置を認める。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

- ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、「標準点」100点を付与する。
 - イ 資料に示された実績、施工計画により最高38.0点の「加算点」を与える。
評価項目は次のとおり。
 - (ア) 企業の能力等に関する事項
 - (イ) 配置予定技術者の能力に関する事項
 - (ウ) 施工計画について評価を行う(別途「評価基準」のとおり)
 - ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
 - (ア) 品質確保の実効性
 - (イ) 施工体制確保の確実性
 - エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については入札説明書において明記する。
- (2) 落札者の決定
- 入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4 入札手続等

- (1) 担当部局
〒093-8544 北海道網走市新町2丁目6番1号
北海道開発局 網走開発建設部 契約課 入札スタッフ
TEL 0152-44-6152
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
入札説明書は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、電子入札システムにより交付する。交付期間は別表1のとおり。
ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒(表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。)を同封し、上記4(1)の担当部局へ簡易書留又は託送(簡易書留と同等のものに限る。)により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 申請書及び資料の提出期間及び提出方法
 - ア 申請書
原則として電子入札システムにより提出すること。提出期間は別表1のとおり。
 - イ 資料
提出期間は別表1のとおり。
提出方法については入札説明書参照。
- (4) 見積りを行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間及び交付方法
見積りを行うために必要な公示用設計書及び図面等については、休日を除く毎日、電子入札システムにより交付する。交付期間は別表1のとおり。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。提出期間は別表1のとおり。
開札は、別表1のとおり、北海道開発局網走開発建設部入札室にて行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀北見代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局網走開発建設部)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北海道開発局網走開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照。)
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照。)
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (12) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。
- (13) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。

なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (14) 詳細は、入札説明書による。

別表1

本工事における手続き期間等

4.入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び 受付方法	令和8年4月17日(金)から令和8年5 月29日(金) 9時00分から18時00分(最終日は12 時00分)まで
4.入札手続等 (3) ア 申請書	申請書及び資料の提出期間 及び提出方法	令和8年4月17日(金)9時00分から 令和8年5月8日(金)12時00分まで
4.入札手続等 (3) イ 資料		4(5)入札日時に同じ
4.入札手続等 (4)	見積りを行うために必要な公示 用設計書、図面等の交付期間 及び交付方法	4(2)に同じ。
4.入札手続等 (5) 入札書	入札及び開札の日時及び場 所並びに入札書の提出方法	令和8年5月28日(木)9時00分から 令和8年5月29日(金)12時00分ま で。
4.入札手続等 (5) 開札		令和8年6月24日(水)9時00分